

令和9年度大阪教育大学大学院連合教職実践研究科
(連合教職大学院)
入学願書
(推薦選抜)

私は、大阪教育大学のアドミッション・ポリシー(募集要項1頁)を理解したうえでお願いいたします。

該当する募集を ○で囲むこと。	1次募集	2次募集	3次募集	4次募集
パスポート表記英字氏名 (外国人留学生のみ記入)			受験番号	※
フリガナ			性別	生年月日
氏名			男・女	年 月 日生 令和9年4月1日現在()歳
現住所 (合格通知受信場所が異なる場合は、下段に明記すること) →	〒(-) 電話番号(- -) メールアドレス()		〒(-) 電話番号(- -)	
出願資格 (出願資格が大学卒業・卒業見込み以外の場合は、備考欄に該当する出願資格を記入すること)	(国・公・私)立 大学		課程 学 部 学 科 昭・平・令 年 月 入学・編入学 昭・平・令 年 月 卒業・卒業見込 ※編入学した場合は、編入学前後の両方の大学等の成績証明書を提出すること。	
取得教員免許状 (取得見込みを含む。)	学校	免許状(教科)	昭・平・令 年 月取得(見込)	
	学校	免許状(教科)	昭・平・令 年 月取得(見込)	
	学校	免許状(教科)	昭・平・令 年 月取得(見込)	
	幼稚園	免許状	昭・平・令 年 月取得(見込)	
	養護教諭	免許状	昭・平・令 年 月取得(見込)	
	特別支援学校教諭	免許状	昭・平・令 年 月取得(見込)	
推薦選抜区分 (該当欄に○を付けること)	ア) 連合構成大学推薦		イ) 連携協力に関する覚書に基づく推薦	ウ) 先取り履修生
	エ) 所属長推薦		オ) 内地研修員制度	カ) 連合構成大学以外の大学推薦
該当者は○を付けること。	長期履修学生制度申請者			
勤務先名	年 月 ~ 現在		(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師) 職位()	
勤務先所在地	〒(-)		電話番号(- -) 最寄駅(線 駅)	
備考				

(注) 【記入上の注意】を必ず読んで記入すること。※印欄は記入しないこと。

学 歴 (卒業見込みを含む。)	在 学 期 間		出 身 校
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
	年 月～	年 月	
職 歴 ※教職経験年数に算入する職歴は在職期間に○を付けること。	在 職 期 間		勤務先・職種（職名）等
	年 月～	年 月	(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)
	年 月～	年 月	(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)
	年 月～	年 月	(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)
	年 月～	年 月	(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)
	年 月～	年 月	(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)
	年 月～	年 月	(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)
	現在の勤務先 年 月～ 現 在		(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)
教職経験年数	年 月	現職教員等（記入上の注意<職歴欄について>3参照）の年数 (令和9年4月1日現在)	
入学後の勤務について (現に職を有する者のみ該当するものに○を付けること)	勤務時間外に通学する予定		
	大学院修学休業制度を利用する予定		
	教育委員会等から研修のため派遣されて入学する予定（機関名：)		
	休職予定		
	その他（詳細を記載：)		
【記入上の注意】			
1. 大学への氏名の登録は願書に記入した氏名で行われるため、間違いのないように記入すること。			
2. 出願資格が大学卒業以外の場合は、備考欄に該当する出願資格を記入すること。			
<学歴欄について>			
1. 学歴は高等学校以降について記入すること。（記入例：〇〇県立〇〇高等学校） 外国人留学生は、初等教育（小学校）、中等教育（中学校・高等学校・中等教育学校）、高等学校（大学・大学院）において在籍したすべての学校を記入すること。また、大学等での研究生等として在籍した期間についても記入すること。			
<職歴欄について>			
1. 勤務先・職種は具体的に記入すること。常勤講師等で任期付きの場合は“任期付き”と明記すること。 また、()内の(常勤教諭・常勤講師・非常勤講師)の別について該当するものを○で囲むこと。 (記入例：〇〇市立〇〇小学校教諭、〇〇府立〇〇高等学校任期付き常勤講師、〇〇株式会社〇〇係長)			
2. 記入欄が不足する場合は、任意の用紙（A4判）に記入すること。			
3. 教職経験年数に算入する職歴は、現職教員等（募集人員に関する表（募集要項3頁）の※1参照）に該当するものに○を付けること。また、「教職経験年数欄」は次のことに留意して記入すること。 ・休職期間（育児休業、国際派遣等の期間を含む。）は教職経験年数に算入しないこと。 ・職歴で1か月未満となる期間がある場合は、1か月として算出すること。 ・現在勤務している職については、令和9年4月1日以降も在職予定の場合、令和9年3月の月数まで算入すること。令和9年3月31日以前に退職予定の場合は、退職予定月まで算入すること。			